

## 山北町地域公共交通会議設置要綱の一部改正（案） 及び山北町地域公共交通運賃等協議会設置要綱（案）の制定について

### 1. 概要

一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス・タクシー等）の協議運賃制度※については、道路運送法の改正により、令和5年10月以降、地域公共交通会議とは別の協議会（運賃等協議会）を設置し協議することとなった。

このため、山北町地域公共交通会議設置要綱を一部改正するとともに、新たに山北町地域公共交通運賃等協議会設置要綱を制定する。

※「協議運賃制度」とは

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、当該運賃等について地域公共交通会議で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく届出で足りるとする制度。

### 2. 地域公共交通会議設置要綱の改正

【改正内容】

- 山北町地域公共交通会議の協議事項から「運賃、料金に関する事」を削除する。  
（第2条関係）

【山北町地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表】

改正案	現 行
（協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。 （1） （略） （2） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事。  （3）～（7） （略）	（協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。 （1） （略） （2） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事。  （3）～（7） （略）

### 3. 運賃協議会設置要綱について

#### (1)道路運送法の改正

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について次のとおり改正された。

- 従来は地域公共交通会議で協議されていたが、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、別の協議会（運賃協議会）を設置し、運賃等を定めようとする事業者のみが協議に参加することとした。（第9条第4項）
- 協議会の開催にあたっては、事前に公聴会の開催など住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置を講ずることを規定した。（9条第5項）

## (2) 運賃協議会設置要綱の制定

### 山北町地域公共交通運賃等協議会設置要綱（案）

#### （目的）

第1条 山北町地域公共交通運賃等協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づく運賃等の協議を行うため設置する。

#### （協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項。
- (2) その他協議会が必要と認める事項。

#### （協議会の構成員）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 町民又は公共交通利用者の代表
  - (2) 国の関係行政機関
  - (3) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (4) 副町長及び町職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

#### （役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員はやむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### （協議結果の取扱い）

第6条 委員は、協議会で協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った事項は、山北町地域公共交通会議に報告するものとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、これを支給しない。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、山北町企画総務課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、山北町企画総務課長及び山北町企画総務課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月 日から施行する。

※第3条 (協議会の構成員) 関係

区 分	委 員
(1) 町民又は公共交通利用者の代表	山北町連合自治会長会副会長
	共和連合自治会長
	清水連合自治会長
	三保連合自治会長
(2) 国の関係行政機関	関東運輸局神奈川運輸支局
(3) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
(4) 副町長及び町職員	山北町副町長
	山北福祉課長
	山北町都市整備課長
	山北町こども教育課長
(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者	